

官報

号外 昭和二十三年六月二十三日

○第二回衆議院會議錄第六十八号

昭和二十三年六月二十二日(火曜)

午後三時十七分開議

議事日程 第六十四号

昭和二十三年六月二十二日(火曜)

午後一時開議

第一 製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律案(内閣提出)

第二 國家行政組織法案(内閣提出)

第三 労働者災害補償保險法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

不当財産取引調査特別委員會の性格に關する決議(議長發議)

○議長(松岡駒吉君) お諮りいたします。不当財産取引調査特別委員會の性格に關し、次の決議をいたしたいと思ひます。

一、不当財産取引調査特別委員會の構成員はその特別の使命に鑑み不

偏不黨派に良心に従つて委員會を超黨派的に運営し慎重且つ敏速に調査を徹底し日本民主化と政界官界財界等の淨化に資すべきである。

二、委員の更迭は衆議院規則に従い止むを得ない場合の外各派の都合によりみだりに交替させない。

三、本委員會は國民の信頼に應え且つ委員會設置の本旨に則りその使命の達成を期すべきである。

本決議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました。(拍手)

学生生徒の犯罪激増問題に關する緊急質問(角田幸吉君提出)

○山下榮二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、角田幸吉君提出、学生生徒の犯罪激増問題に關する緊急質問、清澤俊英君提出、小千谷理研工場における人権じゅうりんに關する緊急質問を逐次許可されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

学生生徒の犯罪激増問題に關する緊急質問を許可いたします。角田幸吉君。

〔角田幸吉君登壇〕

○角田幸吉君 まず最初に、文部大臣森戸辰男君にお尋ね申し上げます。

あなたが片山内閣の文部大臣に就任したとき、私はあなたに對して多大の期待をもつたのであります。それは、あなたが社会科学の眞摯なる研究者として、ゆたかなる知識をもつておられるのであるから、社会改革に大なる経綸をもつておられると想像したからであります。しかるに、片山内閣が退陣せられ、芦田内閣の文部大臣に留まつた今日、私のあなたに對する期待はまつたく裏切られてしまつたのであります。

あらためて申すまでもなく、今日までのわが國の教育界に強い勢力を張つてきたものは儒教主義の倫理思想でありました。明治から大正となり、昭和

となつても、この思想は改まらない。殊に初等、中等教育においては、朱子學、陽明學のごときは、あたかも日本民族の固有の信念であるがごとく誤解せられ、絶対至上命令として、無批判的に教壇から宣布せられてまいつたのであります。申すまでもなく、儒教主義倫理思想の中心をなすものは教學の觀念であります。教えに對する學び、そこには忠実完全なる模倣が要求され、これに反する者は師弟の道に反くものとして宣告されたのであります。模倣主義教育、そこには眞理探究の自由教育が否定され、師弟の道に忠実なる曲學阿世の徒が世を横行いたしました。これがこの度の戦争へと追いこんだのではないかと考えられるのであります。

教學の觀念に立脚した教育は、さらに立身出世主義の教育となつていつた。教師は教壇から生徒に、郷里に錦を飾れと教えた。かくて學問は、立身出世の手段と考えられるに至つたのであります。この思想がわが國文化をして墮落に導いたのであるといふことは否定できないと思ひます。ゆゑに、かつて橋田文部大臣は、立身出世主義の教育は功利主義に根ざしているからいかぬと言つたことは、この意味において一面の眞理を含んでおると言わなければなりません。

しからば、いかにすべきか。これを教えることがなかつた。学生生徒は遂に戸惑ひをしてしまつたのであります。

す。今日もまさにさうであります。今日の学生生徒の思想の昏迷は、ここから起つておるのではあるまいか。わが道徳の大本である五常五倫の道は、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の道を教えておるが、そこには社会に對する道を教えていない。しかるに近代道徳は、むしろ社会を中心としたものでなければならぬと考えられる。ところが、儒教主義の教育に育成されてきた教育家は、社会を中心とする倫理道徳、教育觀念をみづから確立するところの能力をもつていない。殊に教育勅語一點ばりの教育を永く奉じてきた初等、中等学校の教師は、今や何によつて教育すべきか、果敢自決しているのが現状であります。かくて教育思想は昏迷に陥り、わが教育はまさに崩壊の危機をはらんでおるのであります。あなたは文部大臣として、何よりもまずこの点に留意せられ、教育家の、また学生生徒の守るべき道徳の大本、教育の大本を確立して、その進むべき道を示すべきではないか。この際國會を通じて、この点を國民の前に示されたのであります。

過般の新聞によりますと、東京大学の学生十七名が、恩賜財團同胞援護會阿佐ヶ谷會館を暴力をもつて不法に占拠したということが報せられております。これはかりではあります。近ごろの大学生の強盜事件、殺人事件というものは珍しくない。また女学生の万

引というものが非常に激増してあります。これによつて破産をいたしました本屋がたくさんあるのであります。私はここに一々その実例や統計をあげなくとも、あなたはすでに御承知であらうと存じますから、略することにしたします。

こうした学生生徒の犯罪の激増は何によると考えておるか。敗戦後の経済的圧迫が青少年の犯罪を多くするということは各國の事例であります。それが、それゆゑに彼ら学生生徒の犯罪が激増したものと考えられるか、経済的困難は、今日の学生生徒にのみ特有なことではありません。われらの尊敬する明治の先輩は、多くは学生時代にはむしろ貧困であつた。しかるに彼らは、よく身を持して大成せられたのであります。私は、今日の学生の墮落は、今日の教育界における倫理觀念、思想の昏迷がかくしておるのであると考えるが、文部大臣はこの点をどうお考えになつておるか。あなたは文部大臣に就任されてから、もう一年を過ぎております。しかるに、教育の大本、道徳の大本を示すことなく、漫然その職にあることは、職務の怠慢であり、罪を天下に謝すべきではないかということをお考えられるが、この点について御明答をいただきたい。

次に、芦田総理大臣にお尋ね申し上げます。今日の統制法には守りきれないものがあります。守れないものを強いる方が無理であります。そこから國民道徳の多大の変化というものが考えられ、法律に対する考え方が變つてまいります。野蠻民族は、竊盜ということは普通のことであります。彼らは盗むというのを悪いと考へておらない。見つかつたとき初めて悪いと考へるのであります。ところが、今日の日本人のやみ買ひは普通のことであつて、一般には悪いと考へておらない。警察に見つかつて初めて悪いと思ふのであります。だから見つからないようにするといふ態度が、いつの間にか一般道徳に食ひこんでまいつたのであります。何事でもこつそりやつていく、見つからぬようにと考へていくことが、今日の法律に対する、道徳に対する國民の態度であります。ところが、社会経済の変化といふものはきわめて早いものである。殊に最近のことを申し上げますと、二、三箇月間で昔の十年ほども變つてしまふ。ところで、法律といふものは固定性をもつておる。この点から、統制経済には法律上どんな守ることのできないものができてまいります。

そこでお尋ね申し上げるのであります。あなたが、統制経済には法律的に見て宿命的な欠陥を包蔵しておると考へないかどうか。この点を承りたいのであります。また、今日國民が守り得ない統制法がたくさんある。それを速やかに政府は廃止をして、國民の道

法精神を高揚すべきではないかと考へられるが、この点、総理大臣はどうお考へになつておるか。しかるに、政府はこれをやらぬ。この点から道徳精神の低下となり、國民道徳が廢損して、近ごろの学生生徒の犯罪が激増していくのだと考へるが、総理大臣はこの点をどう考へておるか。

もう一つ総理に承つておきたいことは、過般の予算委員会における、あなたの委員に対する答弁といふものは、まことに不親切極まるものであつた。しかもあなた自身は、口を開くと保守反動と誹謗することがたゞ／＼多い。この日にもその言葉があつたので、私はあなたにお尋ねをしたのだ。私は、現内閣の方々の法律觀念のうちに、きわめて保守反動の性分をもつておると考へておるが、あなたはどうか考へておるかといふことを、あなたにお尋ねした。ところがあなたは、守ることのできない法律があれば、どん／＼廢していく。だからその具體的な例を示せと、私に迫られた。そこで私は、その実例をあなたがよく御承知であらうと思つたので、そこでは申し上げなかつたのであります。今日私は、その実例を明らかにあなたの前にお示しする。それは、あなたの内閣の閣僚である農林大臣永江一夫君が、とても今日の配給では食つていけないので、やみ買ひをしておるといふことを、ある座談会で述べられておる。これが明らか

に守れない法律の実例である。そこであなたは、この予算委員会における言明に従つて、食糧管理法を廢止するお考へがあるかどうか承りたい。この問題は、近ごろの学生生徒の犯罪激増の問題ときわめて重大な關係をもつておるので、特にこの際承る次第であります。

〔國務大臣森戸辰男君登壇〕
○國務大臣(森戸辰男君) 角田君の御質問にお答えいたします。
最近学生の犯罪が増えたといふことは、新聞で私も存じております。兎暴性のある集團的の犯罪が著しく目についたのでありますが、これは学生の多数ではございません。しかもこの傾向は、必ずしも増えてはおりないのであります。大部分の学生は、今日非常な生活の窮乏にもかかわらず、涙ぐましい姿で勉強をいたしておることを御承知願ひしたいと思います。(拍手)
この学生が、かような状態になつたといふことは、いろいろ原因もあつたりますけれども、むしろ学園外における日本の社会状態に基因するところが多い。戦争とその結果が國民の精神の荒廢に及ぼした影響、また精神的な革命期における影響、また社会の生活の窮乏といふことが、社会一般に犯罪とその兇暴性を生み、それが学園に影響したといふところにあると私は思ふ。であるから、根本の対策は、國家的な理想と國民道義を高め、他面において生活の窮乏を克服していくといふうちにあります。
國民道徳の点につきまして御質問がありました。新しい日本は、敗戦以來古い道徳を廢し——この間もここで御決議がありましたように、儒教的な色彩の多い教育勅語を教育の指導的な精神とすることを廢しまして、平和的、民主的な精神に基いて教育を行つておるのであります。かような線におきまして、私も新しい日本の教育を行いますとともに、他面におきましては日本の経済の窮乏を打開することに力を注ぎ、殊に学生の生活につきましても、育英会あるいは生活保護の途を講じ、できるだけ安んじて勉強のできる方途を講じたいと存じておる次第でございます。(拍手)
〔國務大臣芦田均君登壇〕
○國務大臣(芦田均君) 角田君が御指摘になりましたごとく、終戦以來青少年の犯罪が著しく目につくことは、まことに憂うべき現象であります。子供といふものは、とかくおとなの影響を受けやすいものである。従つて犯罪の撲滅には、青年も少年も、ともに一つの道によつてこれを矯正する以外には方法はないと思ひます。さしあたりの問題としては教育の刷新である。かように考へておる次第であります。
なお最後に、食糧管理法を廢止する考へはないかという質問でありました。が、政府は廢止する考へはもつており

〔角田幸吉君登壇〕

私自身願してはならぬということも十分承知の上、総理大臣にお尋ねしたのであります。そのゆえんは、あなたが委員会においてきわめて不親切な答弁をされておる。しかも、口を開けば保守反動と他を誹謗するあなたが、現

でも強行するということが、これがす
在におきまして守れない法律をどうし
で、それをもつて私は、総理の言葉に

対して、暴をもつて暴にこたえんとしたのではありません。あなたに私が申し上げたいのは、あなたが他を保守反

勳と誹謗する前に、あなた自身がわめて親切に國務を処理していただきたいということを、あなたに希望したい

がために、さようなことを申し上げた。
みだりに他を誹謗する前に、あなたの
國務に忠実であつてほしいことをお願い
するのであります。私はこの際にお

いて、さような意味において総理にあ
の質問をしておいたのである、この際
あなたに対する警告として申し上げ
たのであることを申し上げて、私の質
問を打切る次第であります。

小千谷理研工場における人権じゆりりんに関する緊急質問（清澤俊英君提出）

○議長(松岡駒吉君) 小千谷理研工場

〔清澤俊英君登壇〕

○清澤俊英君 私は、新潟縣北魚沼郡小千谷町にあります小千谷理研工場の問題、争議中に起きました人権蹂躪の問題、警察法上の問題、組合の關係等につきまして、芦田総理大臣、鈴木法務総裁加藤労働大臣にお伺いしたいと思います。

まず人権蹂躪の問題からお伺いいたしますが、その前に、いささか争議の過程を申し上げておきたいと思うのであります。

小千谷理研の争議は、本年の一月ごろから始まつて、今日まだ継続してゐるのであります。この争議中に、

たまく、争議団側が生産管理をやつておりました工場に對しまして、会社側が仮処分の申請をいたしましたところ

ろ、これが許可になつたのであります。争議團側は生管工場に立入りができませんのであります、会社側の工員と争議團との間に、いろいろ

な紛議が、これを中心にして醸されたのであります。

ところが、所管警察署であるところの小千谷自治警察では、四月十三日、このから警官を派遣して、その紛議から

間違いないように警戒を始めたのであります。それが四月の十八日頃になりますと、争議団側に各地の組合から應援が集つてまいりましたので、小

きたであります。二十二日まではそ

ういら警戒をしておりましたが、何もなく過ぎたのであります。二十二日の午後三時ごろ、会社側の工員がたまにま入場しようとするときに、争議団側の人たちが、君たちが工場へはいるということは一つの争議の裏切り行為ではないか、どうかはいらぬよ

にしてくれという交渉を始めたところ、設楽という小千谷地方警察署長が、引連れてまいりましたところの數十名の警察官に対しまして、ピストル

に実弾をこめろ、捕縄を用意しろ、棍棒を用意しろという号令をかけて、そろして五、六名の会社側の工員を擁護

して入場をさしたのであります。そのあとの様子を、小千谷の設楽警察署長は私に話したのでありますが、争議園

側は、その際にはまことに静肅に命令に服して入場せしめた、こう話してゐるのであります。翌二十三日、暴力行爲、公務執行妨害、業務妨害の現行犯

として檢拳が行われたのであります。ところが、この檢拳こそは、言語同断の人権蹂躪が行われたのであります。その状況を詳細に申し上げたいと思うのであります。

すなわち、この日小千谷自治警察では、かねて派遣しておきましたところの警官と密接な連絡をとつていたところ、八時半ごろに電話でもつて、争議

ように交渉が始められたと報告が来た

のであります。なお九時五分、九時十分と、順々に小千谷警察の派遣しておりまゝるところの警察官隊との間に連絡がとられてきたのであります。九時三十分になりますと、やはり最後の電話連絡がありまして、争議側は各地から應援が集まつて、十七、八人か

ら七、八十名になつて、盛んに歌を歌
い始めておる、こういう電話があつた
のであります。そこで小千谷警察署に
おきましては、各地から集まりました

ところの應援團五十名ほどをトラツクに乗せて工場に参りまして、全員を、さきに申し上げましたところの業務姓

害、公務執行妨害、暴力行爲の現行犯として検挙したのであると、高橋小千谷自治警察署長は私に話しておるので

そこで問題になりますのは、このときの検査の様子が、これを見ておりました一般の人や、七十六名の検査

せられましたる人々たちから聴きますと、実に乱暴至極な撥拳ぶりをやつておるのであります。すなわち、高橋麗長の一隊が爭議團側のおります工場の到着しますと、まず自動車から高橋

署長が飛び降りて、全員がこれから降りますると、つかくと高橋署長は警議團側の前に参つたのであります。そこで、山崎と申します争議團長が、高

の表門の内柱に背中をつけまして、

きの設備警備が申しました通り、ピクトルに突撃を用意しろ、捕縄を用意しろ、棍棒を用意して、腕のしびれろはどぶんなくれ、全員を檢挙、と命令したのであります。この命令が下りますと、二、三人の警察官が飛び出してまいりまして、水口という工員の胸ぐら

をとつて二、三間ほかの方にひつぱり出して、これを二、三人の警官で袋たたきにしたのであります。この様子を見ておりましたところの争議團側の中から

ら、小坂という工員外一名が飛び出してまいりまして、同僚を救おうといひしますと、この二人もまた袋たたきにや

れたのであります。しかも、その上、縄をかけられて、自動車に積みこまれたのであります。組合員が、こうい

から争議團側のうしろにまわり、一隊は裏門で検束を逃れようとしておりますと、警察隊は二隊にわかれて、一隊は裏門

は眞正面から樫棒を高々と振り上げ、腕をびし／＼なぐりつけて、片端から檢束を始めたのであります。中には、いつの間にか持つてまいりましたのか、手錠さを用意してまいりま

て、その手錠をはめて、ひつばつて検束しました。あるいは、なわをかけ縛つてみたり、いろいろなことをして検束したのであります。

そのために数十名の負傷者が現にあるのでありまして、現在でも長岡の拘留所におりますところの山崎太市という従業員は、目下拘留中でありまして、けれども、この者の右腕は、捻挫か骨折か存じませんが、その点まではわかりませんが、非常に痛みを感じておる。なを皮下出血をしておつて、その出血が化膿のおそれがあるというので、六月六日に弁護士が参りまして、ようやく交渉の結果、日本赤十字病院の副院長と小千谷組合病院長との立会いで診断が許されたかに聞いておるのであります。

これよりもつとはなはだしいのは、正門わきの守衛室前でこの騒ぎを見ておつた三、四人の女工がおるのであります。こういう非常な騒ぎが起きまして、たので、恐ろしくなつて逃げ出そうとしたとしますと、会社側の工員でありまして、この北村、古塩などという人たちが、この風間キヌという婦人を突き倒したのであります。これが起き上ろうとしますところを、警察官がそのうしろから行つて、棍棒でがんと横なぐりにはたいたのであります。そうして、全治約十日にわたる治療を要することになったのであります。その診断書はここにあります。病名は前頭部挫傷、「頭蓋の疾患により向後五日間の安静を要するものと認む」これは二十七日から約十日間の安静加療を要するといふ重傷を、婦人の生命である美面に與

えたのであります。なおそればかりではなく、山本かねという婦人も、逃げるところをやはり会社側工員に止められて、そうやつておりますと、うしろから髪の毛をひつづつて、やはり警察官ががんとはたいて、同じ診断書のよりの重傷を與えておるのであります。なお小見田某という婦人も、手錠をはめられ、検束せられ、廣川テイという婦人も、これはなわでぐるぐろにせられて、守衛室の中に投げこまれて、あとで検束せられるというような、極まりなき暴行が行われておるのであります。かようにして、約六十七名の人たちが検束されたのであります。

この事件がありましたあとで、同僚でありますところの猪俣浩三君が、小千谷警察署長に向つて、何ら抵抗もしないところのこの工員、しかも空手である工員に向つて、実弾用意はちとひどいではないか、こういう話をいたしましたところ、その答えがまことにふつておるのであります。何分警察官に元氣がないから、元氣を出すように、ピストル用意、捕縄用意、棍棒でぶんなぐれと言つた、こういうことを言つておるのであります。

私は、このことを考えてみますとき、争議側側の負傷者が十数名も出るような大混乱を起しておるのでありますが、警察側には一人のけが人もないのであります。それだけではなく、帽子一つ、ボタン一つ、肩草一つ、どこ

にもいつておらぬのであります。しかも、六十七名の検挙者と警察官を加えましたならば、少くとも百人のものが二台の自動車に乗らなければならぬのであります。この二台の自動車に乗らなければならぬのであります。二台の自動車に乗せ、もし労働者側で少しでも反抗の氣勢がありましたならば、断じてこれは乗せ得ないところの事情であつた。これを考えてみましても、いかに争議側側が無抵抗であり、素直であつたかということが、はつきりわかると思つておられます。いかに警察官側が一方的に兇暴性を發揮したかというのを、私もよく考えなければならぬと思つておられます。

第二には、一度も警察官と衝突もなく、警察官の制止にはいつもおとなしく服してゐるところの争議側員を、実弾をこめましたピストルで脅かし、あまつさえ打つ、なぐる、けるという検挙は、何のための検挙か、私には合点がいかぬのであります。

第三は、前から十分用意してかつて、全員の集まつたところで計画的に検挙をしたのではないかと疑いが十分あるのであります。すなわち、第一報の際検挙の必要がありましたならば、それを検挙しておきましたならば十八人で済むのである。それが七十何名集まつたところで、この大がかりの検挙を、しかも約一時間にわたる連絡の上で、計画的に自動車を用意し、各署

からの應援を求めて検挙するという裏には、私ははなはだ合点のまいらぬものがあると思つておられます。なお後ほど申し上げますが、公安委員会などの運営を無視しましたことと連絡して考えてみますときに、意識的な、計画的な検挙ではないかということが考えられるのであります。

とにかくこの兇暴な検挙は、新憲法下想像し得ない事実であるのであります。のみならず、検挙後負傷者の手当のために、組合側から小千谷医療組合病院のお医者さんをやつて手当をしてくれといつても、これを許さない。あるいはまた、小千谷警察署で拘留後、翌朝の一時過ぎまで取調べを続行しておる等のことを考えますと、実にこのたびの検挙の様相は、終戦前にはありましたが、われわれがたたくさん經驗をいたしました新憲法の精神を冒瀆いたしました。新憲法の精神を冒瀆いたしました。刑事法上の人権蹂躪の罪を犯しておることは明瞭であると思つておられます。ありますが、眞に民主日本建設途上の一大不祥事と申ししても決して過言ではありません。軍國暴政、警察政治時代への大逆轉であると思つておられます。

総理大臣並びに法務総裁はどうお考えになっておられますか、お伺いしたいのであります。なお、このことにつきまして総理大臣と法務総裁にお願いしたいのであります。この問題は一ひとつ嚴重な御調査の上、何らかの手段を

お講じになる御意思があるかどうかを、附け加えてお伺いしたいと思ふのであります。

次に、新警察法上のいろいろな取扱ひの問題についてお伺いいたしますが、今申し上げました通り、小千谷自治警察署におきましては、五月十八日から約一週間前に、小千谷地方警察署、長岡自治警察署、堀ノ内、小出等の自治警察から應援を得ておるのであります。このことは、高橋という署長が私に言つておるのでありますから、間違ひはないのであります。しかるに本件に關しましては、この應援を受けるについて、公安委員会には何ら相談をしておらぬのであります。署長の独断でありますか、あるいは縣の警察長の指揮でありますか、そのことはまだ明瞭になつておりませんが、とにかく公安委員会には何ら諮ることなくこの應援を求めておるのであります。こういうのでありますから、私は公安委員の運用を知らぬのかと思つたのであります。しかるに、小千谷警察署にかつて濁酒事件がありまして、その検挙にあつて、非常に警察署内に急を要する事件が起きたのであります。その急を要する、分を争うときには公安委員会を開いて、公安委員会から附近の警察署に應援を求めにやつておりますが、この事件に關してだけ公安委員会に何ら相談なく、事前に相談がないだけでなく、今なおその報告もないの

それでありますから、小千谷町の公

なことが出てくると思うのであります。自治警察の精神は根本から覆えさす。終戦前の警察制度よりもまだ悪いところの暗黒警察が擡頭することは明らかである。私どもは考えるのであります。民主日本の建設どころか、暗黒日本のでき上りますことは、私ども考えてみましても戦慄にたえないのであります。こういう状態におかれまします。公安委員は、今は市町村長の推薦になつておりますが、無氣力な公安委員が出る危険性が非常に多いと思いますから、この点について、警察管区において管区住民の公選にしたかどうかと思うのでありますが、御意見を伺つておきたいと思うのであります。

り、また町の中には、会社側が数十万円の金をばらまいて争議をやつてゐる、こういう大騒ぎをしておりまする一方、新潟縣におきましては、この間の事件があるまで、小千谷理研の争議などというものは、たれもこれを相手にしてゐる者はなかつたのであります。たれも知る者はないのであります。ところが、先日この議場におきまして倉石氏が御質問になりましたように、東宝争議と並べて、東宝争議と小千谷の理研の争議と言われるがごとく、東京の眞中におきましては、とにかくある一部分におきましては有名な争議になつてゐるというような点を考えまするとき、必然的に御用組合とい

私は、人権蹂躪の問題や警察法の違反の問題などは別といたしまして、労働組合育成上の大きな問題ではないかと考えるのでありまして、この点を加藤労相はどう思われるか。新憲法の精神を無視し、また労働組合法、労働基準法の精神を無視した、形だけ備えた御用組合的なものが、最近中小工業の企業整備によりますところの人員整理の上から、いわゆる第二組合として資本家の擁護下にてできていく傾向を見ますときに、非常に重大なる関心をわれわれはもたなければならぬと同時に、日本の民主主義達成の上に非常なる重大事件であると考えます。

次に私は、外資導入に関しまして、やはり争議の傾向等に対していろいろ

私の特に恐れますことは、最も悪辣な警察暴政を継承いたしました、計画的、意識的な、組合ぶつつぶしの隠謀的検査ではないかと、この事件の前後を通じて私は考えるのであります。もし、これがそういう性質をもつたといはしましたならば、私ども新潟縣の過去の警察が組合運動に對してとりましたところの、いつでも組合ぶつつぶしのために通常茶飯事としてやりましたところの行動そのままの姿が、このたびの検査の上に現われておるといふこととであります。このまま看過いたしましたならば、知らぬ間にまた、昔の新潟縣にありましたように、昔の警察部長、今の警察長を中心にして、新しい

うものができるはせぬかと考えられるのであります。

小千谷の組合が御用組合だか、御用組合でないかは別として、御用組合というものは正当の組合ではない。はなはだ不正当な、不健全な組合であるということはいきりまでもないのであります。が、この御用組合というよりなものができますことは、すなわち日本の國の民主主義を阻害する、それをしてやまするばかりではなく、こういふものがありますことは、何かきつつかけがありますならば、次の時代にフアショになるところの温床になりはしないかと私は考えるのであります。非常にその危険性を考えるのであります。

な問題があるのでありますから、この点についても、いささか簡単に御質問をしておきたいと思ひます。

企業の安定、生産性の安定確保、これがなければ外資導入にはなほ障害を來す、こういうような御議論から、争奪行為が起きます原因も、その経過も、実際にそれらのものをほんとうに考えずに、何か争奪が起きれば、これはみな労働者が悪いのだ、こういう極端なる批判のもとに、第二組合といふようなものがどんどん擁護せられ、しかもそれが、この檢査にあるがごとく意識的、計画的な方法によりまして、官憲の擁護のもとに一方の組合がつぶされるとするならば、一方の組合

が御用組合となる。こういう御用組合ができました際に、日本の民主主義に對しまして幾多の疑惑をもつて見ておられますところの世界の人は、はたしてこの日本の様子を完全なる民主國家として認めるだろうか。それから世界の労働者は、日本の労働組合の大部分にこんな形がでる上としましたならば、世論としてはたして日本の國の外交導入をせよとしない、一方に資本家諸君が断言せられるがごとく、黙つてこれを擁護していくかどうかというのを考えますとき、断じて日本の國が民主化されない限り、こういうじやまが出てくると私は考えるのであります。加藤労働大臣の御見解なり御返答を願ひたいのであります。こういう重大な問題でありますから、この小千谷事件に對しまして、労働省として、いわゆる労働行政の上から、人を派して十分調査するの御意思があるかないかを、附け加えてお伺いしておきたいのであります。

以上をもつて私の質問を終わります。
○國務大臣鈴木義男君登壇
○國務大臣(鈴木義男君) 清澤君の御質問は、理研小千谷工場に起つた生産管理処分に関する取調への問題であらうと思ひます。お断りを申し上げておきますが、警察は法務廳の管轄にないのであります。警察の方は國家公安委員が管轄をいたしておりまして、その最後の監督権は總理大臣

がもつておるのであります。法務廳の方では、人権保護の方はやらない予定であります。人権保護の方を掌つておるのであります。法務廳には人権保護局という一局がありまして、そういう事案がありますと、いつでも取上げて調査することになつておるのであります。この問題は私の管轄でありませんけれども、一應お答え申し上げておきます。

生産管理の仮処分ということがありました以上は、裁判所の命令でありますから、これに抵抗するということになると、どうしても警察官の方でも實力を行使するということになりまして、かくのごとき不幸な事案が起ると思ひます。しかし、程度を越えて實力を行使する必要はないのであります。もし御説のようなことがありましますならば、十分その点については取調をしまして、善処したいと考へる次第であります。さよう御承知を願ひます。

○國務大臣(加藤勤十郎) たいだいま御質問になりました、小千谷における理研会社の労働組合の問題につきましても、労働組合の健全なる発展が日本民主化の大前提である、こういう点においては、もとより清澤君と同意見であります。事実もし、お示しになりましたような、組合を御用組合化する方向に向けておられるとするならば、健全なる労働組合の発展を希う立場から、きわめて遺憾の意を表せざるを得ないのであります。労働大臣といひましては、そうした組合の御用化に對しては、封建的な考えがな一部の資本家階級に残存しておる事實を認め、いかにして労働者自身の自主的な意思による健全なる労働組合運動の発達を育成せしむべきかに努めると同時に、また資本家のそうした反動的、封建的な意図に對しては、大きな警告を發せざるを得ないと思ひます。そうした意味におきまして、衆議院の労働委員會においても、すでに委員を派遣して実情を調査しておられますから、私どもといたしましては、衆議院の労働委員會の調査の結果をお伺ひし、なお労働省として調査の必要を感じますならば、委員を労働省から派遣して、実情を調査するに躊躇するものではありません。お答えいたします。(拍手)

○國務大臣(青田均君) 小千谷工場の生産管理問題に附随して起りました検査事件の概要の報告は、現地から受取つております。その報告によりまします、たいだいま清澤君のお述べになつた事實と多少相違の報告が参つております。従つて、本日ここでお述べになつたごとき事實がほんとうにあつたかどうか、再應これを調査いたしました。もしかような不法な事實があつたとするならば、政府としては十分これに適切な措置を加えたいと考えております。(拍手)

○山下繁二君 日程第一及び日程第二は延期せんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程第一及び第二は延期するに決しました。

第三 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第三、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、日程第四、職業安定法の一部を改正する法律案、右両案は同一の委員會に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長は報告を求めます。労働委員長安平鹿一君。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「官公署を」を「労働基準法第八條第一号乃至第十五号及び第十七号に該当しない官公署」に

改める。
第六條から第八條までの規定並びに第十一條及び第十七條中「使用者」を「事業主」に改める。

第十二條第一項第一号及び第二号を次のように改める。
一 療養補償費(命令で定める金額未満で負傷又は疾病の治つた場合を除くものとし、療養費の全額。但し、命令で定める金額は通常起り得る負傷及び疾病について、通例療養七日間に要する費用の平均額を標準としてこれを定める。)

二 休業補償費(休業七日以内で負傷又は疾病の治つた場合を除くものとし、休業一日につき平均賃金の百分の六十)

第十四條 削除
第十五條中「第十二條第一項」を「第十二條第一項第一号乃至第四号及び第六号」に改め、同條に次の一項を加える。

第十二條第一項第五号の規定による葬祭料は、葬祭を行ふ者に、これを支給する。

第十八條 保険加入者が、故意又は重大な過失によつて、第二十八條第一項又は第二十九條の規定による保険料の納付を怠つたときは、政府は、その納付を怠つた事業について、その納付を怠つた期間中に生じた事故に對する保険給付の

全部又は一部を支給しないことができる。

第二十條に次の一項を加える。

前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者より同一の事由につき損害賠償を受けたときは、政府は、その價額の限度で災害補償の義務を免れる。

第二十一條に第一項として次の一項を加える。

保險給付を受ける權利は、労働者の退職によつて変更されることはない。

第三十九條第二項本文を次のように改める。

証拠調については、民事訴訟法の規定を準用し、その費用については、政令の定めるところによる。

附則

この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

この法律施行前に発生した事故に対する災害補償に關しては、なお従前の例による。

労働者災害補償保險法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

職業安定法の一部を改正する法律案

職業安定法の一部を改正する法律

職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四條 何人も、第四十五條に規定する場合を除く外、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用してはならない。

第四十九條第二項中「前項に規定する検査」を「前二項に規定する職権」に改め、同項を第三項とし、同條第二項として次の一項を加える。

行政廳は、第四十四條の規定の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、当該官吏をして、工場事業場その他の施設に臨み、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して質問させることができる。

第六十六條第三号中「第四十九條第一項」を「第四十九條第一項又は第二項」に、「検査」を「検査若しくは調査」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔安平鹿「君登壇」〕

○安平鹿一審 ただいま議題となりまして、政府提出にかかる労働者災害補償保險法の一部を改正する法律案並びに職業安定法の一部を改正する法律案の、労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

労働者災害補償保險法の一部を改正する法律案は、昨年四月法律第五十号として制定公布され、同年九月一日より実施されましたものであります。労働者災害補償保險法の施行の実績に鑑み、不備の点を整備すること並びに労働基準法との調整をはかることを目的として本國会に提出せられ、労働委員会に付託となつたのであります。しかして本委員會は、六月十五日並びに同十八日の二回にわたつて開催し、審議をいたした次第であります。政府からは加藤労働大臣その他政府委員が出席せられ、眞摯なる答弁、説明があつたのであります。以下、その主要な点を申し上げます。

労働者災害補償保險法は、労働基準法の裏づけとして、業務上災害をこうむつた労働者に対して迅速かつ公正な災害補償と福祉施設を行ひまして、罹災労働者の基本的な人権を擁護するとともに、他面事業主の経済的負担の分散軽減をはかり、もつて産業を安定せしめる目的のもとに制定公布されたものであり、爾來今日に至るまで約九箇月を経過いたしました、着々その所期の成果を収めつつあるものであります。

この労働者の災害補償のより迅速かつ公正をはかるために、この法律の一部を改正する必要があるものであります。

まず第一には字句についての改正であります。本法にも労働基準法にも「使用者」という語を用いておりますが、その語義は各條文によつて異なつてゐる場合がありますため、とかく疑義を醸し出して、支障を生じておりますので、これを「事業主」と改め、また本法において適用を除外するものの一つとして官公署をあげておりますが、この官公署とは非現業的な官公署のいふでありまして、公署の行う現業的事業には本法を適用するのでありますゆゑに、これを明記しようとするものであります。

第二には保險給付について、本保險で給付される休業補償費は、療養のため休業する期間の長短にかかわらず、一律に休業の初日から七日間分は給付しないことになつてゐるのであります。が、休業七日を超えるような長期の休業に対しましては、七日分を差引くことなく、その初日から全部の休業に対して休業補償費を給付することが、本保險の目的にもかかならぬと思われる点であります。

第三には、本法第十八條に、保險給付は保險料を滞納した場合に、全部について給付しないことができるという制限規定が置かれておりますが、

この滞納という語は、本保險事務処理上とかく疑義を生じますため、この語を改めまして、本法の適用を受ける日から、有期事業では十四日、一般事業では三十日を過ぎて保險料を納付しないときは、この法律にいう滞納であることを明確にしようとするのであります。さらに、本法第二十條に規定してゐる第三者の行爲によつて生じた災害に對し政府が保險給付する場合における第三者と政府間の法律關係につきましては、明確を欠く点がありますので、同條を整備し、その他保險給付の受給權者の範圍及び受給權の本質について規定した關係條文を、労働基準法との調整をはかるため改めようとするものであります。

第四は、本保險の公正な運営をはかるために設けられました審査機關の關係についてであります。審査機關の証拠調べに、民事訴訟法を準用するよう、形式的に嚴格な方法をもつて行ひますことは、簡易迅速と実態即應を貴ぶ本保險の趣旨に反するのではないかと考えられ、またその証拠調べの費用に關しましても、民事訴訟費用法を準用しますことは、証拠調べに關係する人々の積極的な協力を失ひ、遂には労働者の公正な基本的人権の擁護を期せられないおそれがありますので、これらの不合理を改めようとするものであります。

以上が本法案の大體の要旨であります。

すが、本法案に対する質疑は六月十五日終了して、同十八日討論に入りまし
たところ、社会党の辻井民之助君より
各派一致の修正意見を述べられ、原案
に対する修正決議をした次第でありま
す。その修正点を読み上げます。

第二十一條改正の次に、次の一條を
加える。

第三十六條第一項削除

第三十九條第二項改正文を削除と改
める。

以上、簡単ではありますが、同法の
御報告を終わります。

次に、職業安定法の一部を改正する
法律案について御報告いたします。さ
きに第一回國會を通過して、昨年十二
月一日から施行されております職業安
定法に、労働者供給事業の禁止の規定
があります。本規定は、労働者供給事
業の本質が封建的な身分関係に基い
て、ややもすれば労働の中間搾取を行
うものであり、かつ強制労働の弊害を
伴いやすいので、労働者の権威と自由
とを保障し、労働の民主化を推進する
意味から、労働組合が労働大臣の許可
を受けて民主的に労働者供給事業を行
う以外は、すべてこれを禁止したもの
であります。本法施行以後半歳を閲し、
その間本禁止措置の実施の過程におい
て種々不備な点が起つてまいりました
ので、ここにおいて労働者供給事業の
禁止を徹底させるために、違法な労働

者供給事業を行う者から供給される勞
働者を使用する者を処罰することと
に、取締上必要な立入調査を行うこと
ができるよう改正する必要が生じたの
であります。かかる趣旨のもとに本法
案は提出せられ、労働委員会付託にな
り、本委員会は六月十八日委員会を開
催し、審議をいたしました次第でありま
す。政府からは加藤労働大臣その他政
府委員が出席せられ、眞摯なる説明が
あつたのであります。

以下、その主要な点を申し上げます
れば、第一に、本法には違法な労働者
供給事業を行う者から労働者の供給を
受けて使用することが禁止されておら
ないこと、第二に、違法な労働者供給
事業を利用して工場、事業場その他
の施設に対して必要な調査をする職
権が行政廳にないことがあげられまし
て、違法な労働者供給事業を利用して
いる者をそのまま放任しておきますこ
とは、労働者供給事業そのものを禁止
いたしました職業安定法の精神を没却
するものであり、この両罰主義の規定
がなければ労働者供給制度の根柢は期
せられないのであります。さらに労働
者供給事業禁止措置の徹底をはかりま
すためには、これが実施状況を工場、
事業場等について調査することがぜひ
とも必要であることが明確にされた次
第であります。

本法案に対する質疑は六月十八日終

了いたしました。引き続き討論にはいり
ましたところ、全員一致をもつて原案
通り議決した次第であります。詳細は
速記録により御承知願いますこととい
たしまして、以上簡単であります。御
報告を終る次第であります。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して
採決いたします。日程第三、労働者災
害補償保険法の一部を改正する法律案
の委員長報告は修正でありまして、日
程第四の委員長報告は可決でありま
す。両案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて両案は委員長報告の通
り決しました。(拍手)

第五 特許法等の一部を改正する 法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(松岡駒吉君) 日程第五、特許
法等の一部を改正する法律案を議題と
いたします。委員長の報告を求めま
す。鉱工業委員長伊藤卯四郎君。

特許法等の一部を改正する法律案
特許法等の一部を改正する法律
案(大正十年法律第九
十六号)の一部を次のように改正
する。

「帝國内」を「國內」に、「勅令」を

「政令」に改める。

第六條第一項中「道府縣」を「都
道府縣」に改める。

第十一條中「審決確定シ又ハ判
決アリタル」を「審決確定シタル」

に、「審決確定シ若ハ判決アリタ
ル」を「審決確定シタル」に改める。

第十五條第一項及び第四十條第
一項中「軍事上秘密ヲ要シ又ハ軍
事上若ハ」を削る。

第二十五條中「第百十五條、」を
削る。

第三十條中「書類ノ謄本」を「書
類ノ謄本若ハ抄本」に改める。

第三十一條 本法又ハ本法ニ基キ
テ発スル命令ニ依リ出願、請求

其ノ他ノ手續ヲ爲ス者ハ政令ヲ
以テ定ムル手数料ヲ納付スベシ

第四十三條第一項中「出願公告
アリタル場合ニ在リテハ其ノ」及
び「出願公告ナカリシ場合ニ在リ
テハ特許ノ日ヨリ」を削る。

第六十二條中「若ハ」を「又ハ」
に、「審決確定シ又ハ判決アリタ
ル」を「審決確定シタル」に改める。

第六十三條但書を削る。

第六十五條第一項中「三十円」を
「百五十円」に、「五十円」を「二百
五十円」に、「百円」を「五百円」に、

「二百円」を「千円」に、「四百円」を
「二千円」に、同條第二項中「千円」
を「五千円」に、「千五百円」を「七千

五百円」に、「二千円」を「一万円」
に、同條第三項中「百円」を「五百
円」に、同條第四項中「六百円」を
「三千円」に改める。

第七十三條第六項を削る。

第七十八條中「審決確定シ若ハ
判決アリタル」を「審決確定シタ
ル」に改める。

「第五章 審判、抗告審判及出
訴」を「第五章 審判及抗告審
判」に改める。

第八十九條 審判官ハ各審判事件
ニ付特許局長官之ヲ指定ス

審判官中審判に干與スルニ故障
アル者アルトキハ其ノ指定ヲ解
キ更ニ他ノ審判官ヲ以テ之ヲ補
充ス

審判長ハ審判官ノ中ヨリ特許局
長官之ヲ指定ス

第九十條 審判ハ審判官三人ノ合
議ニ依リ之ヲ行フ合議ハ過半数
ニ依リ之ヲ決ス

審判長ハ其ノ審判事件ニ関スル
事務ヲ掌理ス

第九十一條第六号中「判事」を
「裁判官」に改める。

第百條第二項中「区裁判所」を
「地方裁判所又ハ簡易裁判所」に改
め、「其ノ地区裁判所ノ事務ヲ行
フ官廳」を削る。

第百八條第一項中「第六項」を
削る。

第百十五條 削除

第百十五條ノ二を削る。

第百十六條 削除

第百十七條中「又ハ判決」を削る。

第百十八條第二項中「審決ノ確定又ハ判決アル」を「審決ノ確定スル」に改める。

第百十九條第一項中「審判、抗告審判及出訴」を「審判及抗告審判」に、同條第二項中「審決、判決又ハ決定」を「審決又ハ決定」に、「審判、抗告審判又ハ出訴」を「審判又ハ抗告審判」に改める。

第百二十條中「審判、抗告審判及出訴」を「審判及抗告審判」に改める。

第百二十一條第一項中「審判若ハ抗告審判又ハ出訴ニ付爲シタル確定審決又ハ判決」を「審判又ハ抗告審判ニ付爲シタル確定審決」に改め、同項第三号を削る。

第百二十三條第二項中「又ハ判決」を削り、同條同項、第四項及び第五項中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改め、同條第三項中「審判、抗告審判又ハ出訴」を「審判又ハ抗告審判」に改め、同條同項及び第六項中「又ハ判決」を削る。

第百二十三條及び第百二十四條中「審判、抗告審判又ハ出訴」を

「審判又ハ抗告審判」に改める。

第百二十五條から第百二十七條までの規定中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第百二十八條第一項中「又ハ判決」を削る。

第六章ノ二 訴訟

第百二十八條ノ二 抗告審判ノ審決又ハ抗告審判請求書却下ノ決定ニ対スル訴ハ東京高等裁判所ノ專屬管轄トス

前項ノ訴ハ審決又ハ決定ノ送達アリタル日ヨリ三十日ヲ経過シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス審判又ハ抗告審判ヲ請求スルコトヲ得ベキ事項ニ関スル訴ハ抗告審判ノ審決ニ対スルモノニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第百二十八條ノ三 前條第一項ノ訴ニ於テハ特許局長官ヲ被告トス

但シ但シ抗告審判ニ於テ請求人及被請求人アルモノニ付テハ請求人又ハ被請求人ヲ被告トスベシ

第百二十八條ノ四 訴ノ提起アリタルトキハ裁判所ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ特許局ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ特許局ハ遅滞ナク其ノ事件ニ関スル

書類ヲ裁判所ニ送付スベシ

第百二十八條ノ五 裁判所ハ請求ガ理由アリト認メタルトキハ審決又ハ決定ヲ取消スベシ

前項ノ場合ニハ抗告審判ノ審判官ハ更ニ審理ヲ行ヒ審決又ハ決定ヲ爲スベシ

第百二十八條ノ六 訴訟手續完結シタルトキハ裁判所ハ遅滞ナク

第百二十八條ノ四第二項ノ書類ヲ特許局ニ返付スベシ第百二十八條ノ三但書ニ規定スル訴ニ付テハ各審級ノ裁判ノ正本ヲ之ニ添付スベシ

第百二十八條ノ七 第十五條、第四十條又ハ第五十條ニ規定スル補償金額ノ通知又ハ決定若ハ審決ヲ受ケタル者補償金額ニ付不服アルトキハ裁判所ニ訴ヲ提起シテ其ノ金額ノ増減ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ訴ハ通知又ハ決定若ハ審決ノ送達アリタル日ヨリ三十日ヲ経過シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

第百二十八條ノ八 前條ノ訴ニ於テハ左ニ掲グル者ヲ被告トスベシ

一 第十五條ニ規定スル補償金額ニ付テハ補償金ヲ支給スベキ行政官廳又ハ出願人

二 第四十條ニ規定スル補償金

額ニ付テハ補償金ヲ支給スベキ行政官廳又ハ特許権者若ハ実施権者

三 第五十條ニ規定スル補償金額ニ付テハ実施権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者若ハ意匠権者トス

第百二十八條ノ九 第百二十八條ノ二及第百二十八條ノ四乃至第百二十八條ノ六ノ規定ハ第百二十八條ノ七ノ訴ニ付テハ適用セズ

第百三十三條ノ二から第百三十四條ノ二までの規定中「五百円」を「千円」に改める。

第三條 実用新案法（大正十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

「帝國內」を「國內」に、「勅令」を「政令」に改める。

第十八條中「若ハ」を「又ハ」に、「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第十九條但書を削る。

第二十條中「二十円」を「百円」に、「四十円」を「二百円」に、「八十円」を「四百円」に改める。

第二十六條中「第百十條乃至第百二十八條」を「第百十條乃至第百十四條及第百十七條乃至第百二十八條」に改め、同條に左の但書を加える。

但シ第百二十八條ノ七及第百二十八條ノ八ニ於テ第五十條トアルハ意匠法第十四條、第百二十八條ノ八第三号ニ於テ実施権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者

ルハ実用新案法第十二條、第百二十八條ノ八第三号ニ於テ実施権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者トアルハ実施権者又ハ実用新案権者若ハ意匠権者トス

第三十一條ノ二から第三十二條ノ二までの規定中「五百円」を「千円」に改める。

第三條 意匠法（大正十年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

「帝國內」を「國內」に、「勅令」を「政令」に改める。

第十九條中「査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審定又は審決確定シタル」に改める。

第二十條第一項中「二十円」を「百円」に、「四十円」を「二百円」に、同條第二項中「二十円」を「百円」に改める。

第二十五條中「第三十條、第三十二條、第三十三條、」を「第三十三條、」に、「第百十三條第一項及第百十四條乃至第百二十八條」を「第百十三條第一項、第百十四條及第百十七條乃至第百二十八條」に改め、同條に左の但書を加える。

但シ第百二十八條ノ七及第百二十八條ノ八ニ於テ第五十條トアルハ意匠法第十四條、第百二十八條ノ八第三号ニ於テ実施権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者

トアルハ実施権者又ハ実用新案
権者若ハ意匠権者トス
第三十條ノ二から第三十一條ノ
二までの規定中「五百円」を「千円」
に改める。

第四條 商標法（大正十年法律第九
十九号）の一部を次のように改正
する。

「帝國内」を「國內」に、「勅令」を
「政令」に改める。

第二條第一項第二号中「軍旗、」
を削り、同項第七号及び第四條第
二項中「道府縣」を「都道府縣」に改
める。

第十五條第二項中「審決確定シ
又ハ判決アリタル」を「審決確定シ
タル」に改める。

第十八條中「査定若ハ審決確定
シ又ハ判決アリタル」を「査定又ハ
審決確定シタル」に改める。

第二十條第一項中「三百円」を
「千五百円」に、同條第二項中「五
百円」を「二千五百円」に改める。

第二十四條中「第三十條、第三
十二條、第三十三條、」を第三十
三條、に、「第百十五條ノ二」を
「第百十四條」に、「第百二十八條」
を「第百二十八條乃至第百二十八
條ノ六」に改める。

第二十五條第一項中「審決確定
シ又ハ判決アリタル」を「審決確定
シタル」に改める。

第三十二條第一項中「千円」を

「五千円」に、同條第二項中「千五
百円」を「七千五百円」に改める。
第三十六條ノ二から第三十七條
ノ二までの規定中「五百円」を「千
円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から、こ
れを施行する。

2 この法律施行前に出願公告をし
ないで設定された特許権の存続期
間については、なお従前の規定を
適用する。

3 この法律施行前に既に納付し又
は納付しなければならぬ期限を
経過した特許料又は登録料につい
ては、なお従前の規定を適用する。

4 この法律施行前にした行為に対
する過料の処分については、なお
従前の規定を適用する。

5 裁判所法施行法の規定に基づく特
許法の変更適用に関する政令（昭
和二十二年政令第三十二号）は、
これを廃止する。

6 この法律施行前に裁判所法施行
法の規定に基づく特許法の変更適用
に関する政令に基いてした訴又は
抗告については、なお同令を適用
する。

特許法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決
した。よつて国会法第八十三條によ
りここに送付する。

昭和二十三年六月十四日

参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡駒吉殿

特許法等の一部を改正する法律案
（内閣提出、参議院送付）に関する報
告書

【都合により最終号の附録に掲載】

【伊藤卯四郎君登壇】

○伊藤卯四郎君 たいだいま議題となり
ました特許法等の一部を改正する法律
案の、鉱工業委員会における審査の経
過及び結果について、その概要を御報
告申し上げます。

本法律案は、去る五月二十七日予備
審査のために本院に送付され、即日本委
員会に付託されたのでありまして、本政
正案の要点は、まず第一に、日本國憲法
の戦争放棄の規定との関係上、いわゆ
る秘密特許制度を廃止したことであり
ます。すなわち、軍事上秘密を要する
発明または軍事上必要な発明に関する
特別の扱いの規定をすべて削除したこ
とであります。第二に、裁判制度の改
正並びに行政事件訴訟特例法の制定に
関連して、技術的判斷を主たる内容と
する特許事件の特殊性に鑑み、訴訟に
関する規定を改正して必要な関係條文
を整備したこととあります。第三に、
最近の物價趨勢を比較考慮して、特許
料及び登録料を五倍に増額することと
し、また民事訴訟法の改正に伴いまし

て、過料の額を二倍に引上げたことで
あります。第四には、その後の状況の
変遷に伴ひまして、この際輕微な字句
の整理をいたしたことであります。

本委員会におきましては、六月十八
日に政府委員より提案理由の説明を聴
取し、引続き審査にはまいりましたと
ころ、発明発見の公開、活用、奨励、
特に軍事上の秘密特許の文化的活用の
問題、工業実施化試験補助金、開放研
究施設補助金及び発明協会に対する補
助金の増額等の諸点について質疑應答
がありましたもの、その結論とし
て、敗戦日本の再建復興は科学技術の
発展にまつところが大きでありますか
ら、これに対する強力な対策を樹立
し、発明発見の奨励、特許発明の工業
化、科学技術の振興を推進するため
に、本委員会に発明に関する小委員会
を設置して、これが具体策を樹立する
ことを満場一致をもって決定した次第
であります。続いて、討論を省略して
採決いたしましたところ、本法律案
は全会一致をもって原案の通り可決
いたしました。

以上をもつて本案の委員長報告とい
たします。（拍手）

○議長（松岡駒吉君） 採決いたしま
す。本案の委員長報告は可決でありま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認
めます。よつて本案は委員長報告の通
り可決いたしました。（拍手）

次会の議事日程は公報をもつて通知
いたします。本日はこれにて散會いた
します。

午後四時三十一分散會

出席國務大臣

内閣総理大臣 芦田 均君
兼外務大臣 大藏大臣 北村徳太郎君
國務大臣 鈴木 義男君
文部大臣 森戸 辰男君
厚生大臣 竹田 儀一君
労働大臣 加藤 勘十君
國務大臣 吉米地義三君
國務大臣 一松 定吉君

出席政府委員
國家地方官 齋藤 昇君
警察部長官 木内 曾益君
検務長官 佐藤 達夫君
法制長官 福田 勉夫君
大藏事務官 正木 清君
商工事務次官 久保敬二郎君
特別標準局長官

【朗読を省略した報告】
一、去る十九日次の法律の公布を奏上
し、その旨参議院に通知した。

郵便爲替法
郵便振替貯金法
電波物理研究所を電氣試験所に統
合する法律
一、去る十九日松平参議院議長から松

岡議長宛、国会の会期を六月二十一日から六月三十日まで十日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る十九日本院はさきに死亡した全國選挙管理委員会の委員美濃部達吉君の補欠として岡正雄君を委員に指名の議決をし、その旨参議院に通知した。

一、去る十九日両院法規委員長から議長宛、次の勸告書を提出した。

効力に期限の定めのある法律に関する勸告

一、去る十九日芦田内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受領した。

商工事務官 波多野義熊
商工事務官 増岡 尙士

第二回国会政府委員を命ずる

一、去る十七日、連合閣議司令部、民政局長「ホイットニー」代將から議長宛に、去る五日、本院において議決した、米國「オレゴン」州地方における水害見舞の決議に対するオレゴン州知事からの左の感謝文を傳達された。

「マ」総司令部民政局長「ホイットニー」代將宛、松岡議長宛書簡

拜啓

私は「マツカーサー」元帥の命に依り、茲に貴議長に対し衆議院により可決された「ポートランド」水害被害者に対する見舞に関する決議案受理についての「オレゴン」州知事

の六月八日附の別紙書簡を傳達致します。

民生局長「ホイットニー」代將
松岡衆議院議長殿

(別紙)

「オレゴン」州知事「ホール」氏宛「マツカーサー」元帥宛書簡

(昭和二十三年六月八日附)

拜啓

私は当地域に於て数千の人々の家を喪失せしめた大水害に際し、日本の衆議院が可決された決議案の内容を傳へた六月八日附の貴元帥の電報を受取りました。

「オレゴン」州民は右見舞の決議案を深く感謝して居ります。この水害のため多くの重大な損害を受ける問題が発生致しました。然しあらゆる関係機関の援助と多数個人の同情ある協力により我々はこの非常事態に打克つた努力を続けて居ります。

私は公式に「オレゴン」州民を代表して又個人として日本の衆議院の寄せられた御見舞に対し深く感謝の意を表明すると共に右決議案を私に傳達されました貴元帥の好意に対し感謝致したいと思ひます。

「オレゴン」州知事 ジョン・H・ホール

「マツカーサー」最高司令官殿

一、昨二十一日内閣から次の報告書を受領した。

皇室經濟法第四條第四項及び第六條第九項の規定による報告書

一、昨二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

鉱工業委員 志賀健次郎君
予算委員 片岡伊三郎君

一、昨二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

鉱工業委員 高橋清治郎君
予算委員 磯崎 貞序君

一、昨二十一日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

不當財産取引調査特別委員 大森 玉木君 荊木 一久君

一、昨二十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

不當財産取引調査特別委員 安田 幹太君 吉田 安君

一、去る十九日商業委員長から提出した左の公聴会開会承認要求書に対し、議長は同日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

事業者団体法案

一、意見を聞くこととする問題

本法制定によつて受ける各事業者の影響について

右により公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求める。

昭和二十三年六月十九日

商業委員長 堀川 恭平

衆議院議長松岡駒吉殿

一、去る十九日商業委員長から左の公聴会開会報告書を提出した。

公聴会開会報告書

一、公聴会を開く議案

事業者団体法案

一、意見を聞く問題

本法制定によつて受ける各事業者の影響について

一、公聴会の日時

昭和二十三年六月二十六日 午前

十時

右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十三年六月十九日

商業委員長 堀川 恭平

衆議院議長松岡駒吉殿

一、去る十九日内閣から提出した議案は次の通りである。

恩給法の一部を改正する法律案

一、去る十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

恩給法の一部を改正する法律案

(内閣提出(第一六一号))

厚生委員会 付託

一、去る十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

地方自治法の一部を改正する法律案

案

輸出入植物検疫法案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

一、去る十九日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

政治資金規正法案

一、去る十九日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

郵便為替法案

郵便振替貯金法案

電波物理研究所を電気試験所に統合する法律案

一、去る十九日議員から提出した議案は次の通りである。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律案に対する修正案

(北二郎君提出)

一、昨二十一日内閣から提出した議案は次の通りである。

地方配付税法案

地方税法を改正する法律案

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

法務廳設置法等の一部を改正する法律案

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律案

日本國憲法第八條の規定による議決案

医師法案

保健婦助産婦看護婦法案

齒科衛生士法案

齒科医師法案

一、昨二十一日予備審査のため内閣から

ら送付された次の議案を受領した。
肥料配給公團令の一部を改正する
法律案
興行場法案
公衆浴場法案
旅館業法案

一、昨二十一日委員会に付託された議案は次の通りである。
地方配付税法案（内閣提出）（第一六二号）
地方税法を改正する法律案（内閣提出）（第一六三号）
以上二件 治安及び地方制度委員会 付託

皇室経済法施行法の二部を改正する法律案（内閣提出）（第一六四号）
印紙をもつてする歳入金納付に関する法律案（内閣提出）（第一六六号）
日本國憲法第八條の規定による議決案（内閣提出）
以上三件 財政及び金融委員会 付託

法務廳設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（第一六五号）
司法委員会 付託
醫師法案（内閣提出）（第一六七号）
保健婦助産婦看護婦法案（内閣提出）（第一六八号）
齒科衛生士法案（内閣提出）（第一六九号）
齒科醫師法案（内閣提出）（第一七〇号）

以上四件 厚生委員会 付託
一、昨二十一日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
肥料配給公團令の一部を改正する法律案（内閣送付）（予備第一号）
農林委員会 付託

公衆浴場法案（内閣送付）（予備第一三三号）
厚生委員会 付託

衆議院會議録第三十五號中正誤		頁段行 誤 正
二四 三 終 精算 生産		三六 五 五 交付するも交付するもの。
衆議院會議録第三十七號中正誤		三六 五 五 撤布 散布
頁段行 誤 正		三七 三 七 別の團體又はその支部分の團體に
三〇 二 〇 勧告を経て勧告を経て、その		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三〇 二 二 法務廳官吏 法務廳の官吏		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
衆議院會議録第四十號中正誤		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
頁段行 誤 正		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三〇 一 二 後 五月一日以後 五月一日以後		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
衆議院會議録第四十三號中正誤		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
頁段行 誤 正		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三〇 五 九 申の上げ 申し上げ		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三〇 三 六 をもつ をもつて		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
衆議院會議録第四十四號中正誤		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
頁段行 誤 正		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三七 三 三 しかて しかして		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三七 三 七 アイケルバ アイケルバ		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三七 一 六 仲間はすれ 仲間はすれ		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三七 五 一 弾が当つた 弾が当つた		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三八 四 五 ありま上て ありまして		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三八 三 三 一つは、最 一つは、奥		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三八 四 三 少くとの 少くとも		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三八 三 八 大きく 大きく		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三八 四 五 でありまが でありまして		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三八 五 五 交付するも 交付するもの。		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三八 一 二 決算計算書 決算計算書		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三八 一 三 第三 日程第三		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三八 三 五 増員として 増員をして		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三八 五 五 撤布 散布		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三八 三 七 別の團體又はその支部分の團體に		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
三八 一 二 佐竹君から 佐竹君から		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
衆議院會議録第四十五號中正誤		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
頁段行 誤 正		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
四〇 五 九 本日は 本日の		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
四〇 五 七 きめて きわめて		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に
四〇 一 三 御努力なす 御努力なす		三八 二 八 別の團體又はその支部分の團體に

定價 一部二四二十錢

發行所 東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
印刷局 印刷局